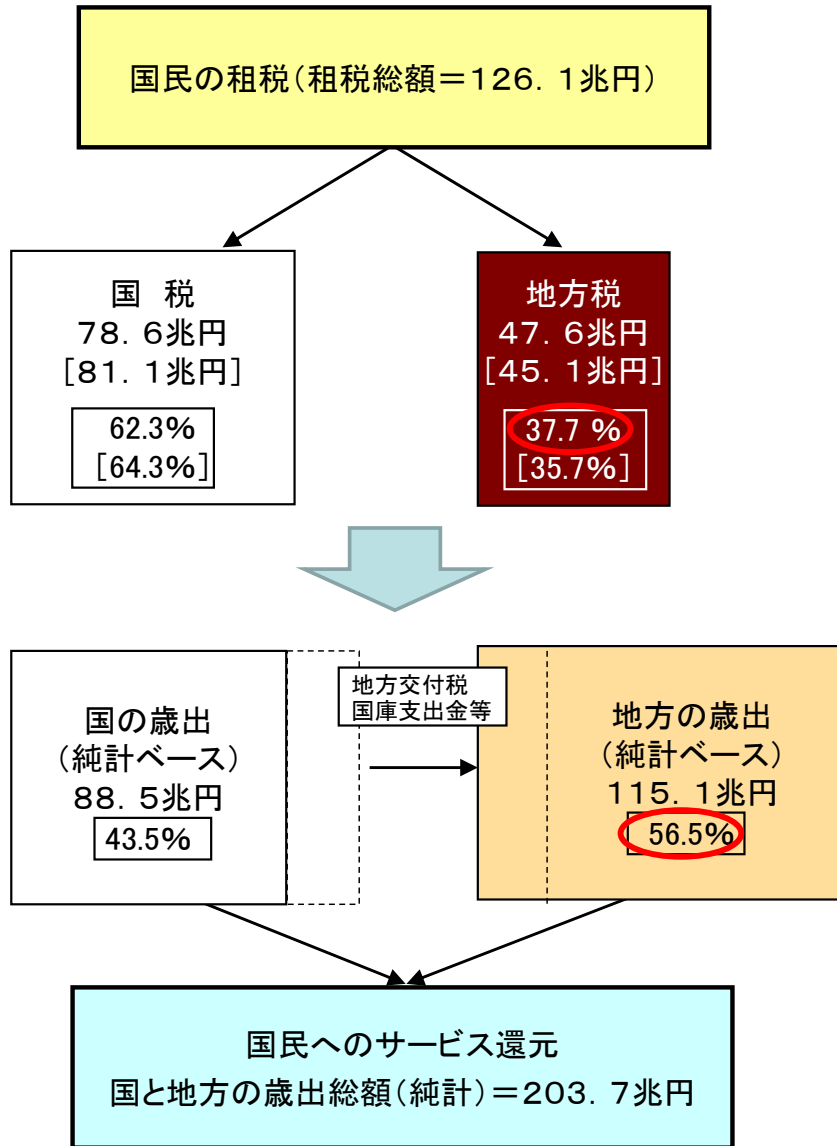
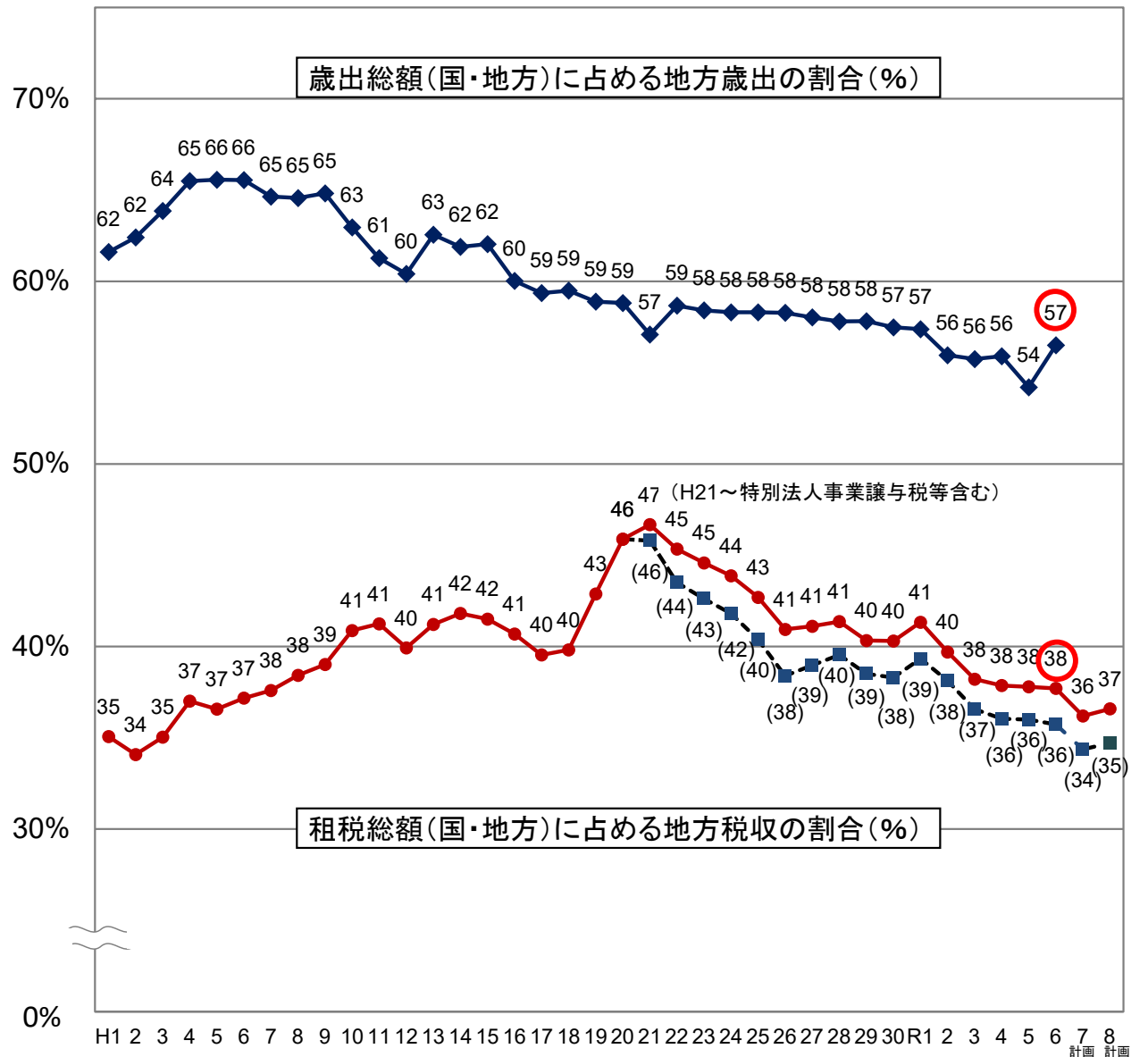


国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出(令和6年度決算)



◎地方の税源・歳出配分の推移



(注)1. 精査中であり、数値が異動することがある。

2. 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

3. 国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業譲与税を含む。
[]内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額。

(注)1. 令和6年度までは決算額、令和7年度及び令和8年度は地方財政計画額である。

2. 平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。